静岡空港制限表面に係る設置予定物件審査票

年 月 日

担当者名

区	分	内 容 等
1		住所
'		氏 名
		電話番号
2	 物件の設置者	住所
-	初日初成巨石	氏 名
3	物件の設置場所	Д 1
4	物件の名称	
	- 物件の名称 - 物件の地上高	避雷針を(含む、含まない)高さ m(A)
5		
6	設置場所の海抜高	m (B)
7	空港基準点からの距離	(着陸帯 12·30 末端・着陸帯長辺 東側・西側・標点)から
<u> </u>		m (C)
8	設置場所の制限表面	□進入表面
		□転移表面
		□水平表面
9	空港基準点の海抜高	m (D)
10	物件高と制限高の算出	(1)物件の地上高(A)+設置場所の海抜高(B)=物件高
		(E)
		m(A) + m(B) = m
		(E)
		(2)制限高
		ア 空港基準点を0とした場合
		(ア)水平表面・・・・45m(F)
		(イ) 進入表面 m (C) × 1 / 5 0 (勾配) = m (F)
		(ウ) 転移表面 m(C) × 1 / 7 (勾配) = m(F)
		イ (F)+空港の基準点の海抜高
		m(F) + m = m(G)
11	制限高と物件高の差	〇制限高(G)-物件高(E)=余裕高
		m - m = m
		〇物件高(E)一制限高(G)=抵触高
		m - m = m
12	審査結果及び問題点	(1) 照会物件は、制限高に対し、 mの余裕がある。
		(2) 照会物件は、制限高に対し、 mの余裕しかなく、航
		空
		一 法第51条の第2項に該当するので、航空障害灯を設置す
		3
		, -

	必要がある。
	(3) 照会物件は、制限高に対し、 mの余裕はあるが、航
	空
	機の航行の安全を著しく害する恐れがあり、航空法第51
	条
	の第3項により航空障害灯を設置する必要がある。
	(4) 照会物件は、(進入表面、転移表面)の制限高に
	m抵触し、法律違反となるので、設計変更をするよう指導
	する必要がある。
	(5)照会物件は、水平表面から m突出するので、計画
	を
	変更するか、又は設置許可申請を行うよう指導する必要が
	あ
	る。
	(6)設置後、航空機の運航に支障(はない。)
	(がある。) ((3) 関連)
	(支障がある理由)
	(7)空港の将来計画に関し、問題(はない。)
	(は現段階では不明。)
	(がある。)
	(問題事項)
	시키(스 구 ' ᄌ /
	 (8)その他の問題点(航空保安無線施設への影響等)
	(O)(O) O
10 7 0 11	ᄼᆇᅔᅡᇫᇸᄜᇹᆠᆉᇃᄝᄀᆕᄊᅝᅜᅩᄀᅜᇫᇆᆠᄝᅜᇫᇎ
13 その他	(注意点)制限高を超える可能性がある場合は、現地の海抜高
	(標高)について、測量士の測定資料の添付が必要である。